

令和6年度第8回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和6年11月19日（火）15：15～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、塩川委員、原田委員、大谷委員、金津委員

事務局：藤原副教育長、川上副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、教育委員会次長（生涯学習課長）、教育総務課教育指導官、学校管理課長、学校教育課長、発達・教育相談支援センター所長、発達・教育相談支援センター調整官、学校給食課長、中央図書館事務局長、青少年支援室長、皆美が丘女子高校事務長、保育所幼稚園課長、人権男女共同参画課長、スポーツ課長、スポーツ課振興係長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は、報告が1件、議案が3件、その他報告が6件となっている。

本日、非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それでよろしいか。

○事務局

そのとおりである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会は全て公開とする。

また、本日も出席者については、説明者など、必要最小限の人数での対応とすることとしているため、御理解をいただきたいと思う。

2 会議録署名者の指名（金津委員、原田委員）

3 報告【1件】

○藤原教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

【報告第 13 号 令和 7 年度松江市立学校教育職員・学校事務職員人事異動方針について】

○三島教育指導官

議案集の 1 ページ、2 ページを御覧いただきたい。

2 ページ、1 の基本方針として、教職員の人事異動は、学校の教育活動を一層活発にし、本市教育の充実進展に資するため、関係機関との緊密な連携の下に、次の各号により厳正に行うこととしている。

1 番。小・中・義務教育学校教職員の人事異動については、県教育委員会の人事異動方針をもとに、本市の教育の現状を考慮して内申を作成する。

2 番。高等学校教育職員の人事異動については、県教育委員会の人事異動方針も踏まえて行う。

小・中・義務教育学校の運用方針については、2 ページ中段に掲げる 8 点である。これについても昨年度からの変更点はないが、読み上げる。

1 番。異動にあたっては、広域的な視野に立ち、適材を適所に配置し、教職員組織の適正化に努める。

2 番。規模の異なる学校における教育経験を積むように配慮し、そのための交流を図る。

3 番。小・中・義務教育学校の校種を超えた異動を積極的に働きかけ、希望者については異なる校種での勤務経験が積めるようにする。

4 番。本市並びに同一校における永年勤続者の交流を進め、特に本市内永年勤続者については、積極的に他市町村との交流を図る。

5 番。他地域勤務、へき地学校勤務経験のない者は、適切な時期に経験するよう積極的に指導する。

6 番。教科、男女の比、年齢構成等を考慮し、適切な配置に努める。

7 番。特別支援教育については、熱意と適格性を有する者の配置に努める。

8 番。新規採用教員の確保に努める。

以上の 8 点である。なお、令和 7 年度も教職員の配置について、人員の確保等、心配される部分もある。県教育委員会と十分な連携の下、配置に向けて情報収集・調整を図っていきたいと考えている。

以上、報告とする。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見等はあるか。

○原田委員

少し基本的なところで申し訳ないが、基礎的なところで、義務教育学校では小学校免許と中学校免許があると思うが、その分けというのとはどのようなものか。

○三島教育指導官

免許状の分けについては、小学校の授業が成り立つように小学校教諭の免許状を有する者、中学校の授業が成立するように中学校教諭の免許状を有する者を配置している。配置する者によっては、小学校・中学校両方の免許状を有する者もいる。そういう形で対応のほうをしている。

○原田委員

そうすると、義務教育学校のほうに小・中を持っている先生を優先的にとか、そういう流れはあるのか。

○三島教育指導官

その優先的という部分であるが、そういう免許状を有する者については、優先的というか、考慮するという形で配置のほうをしていると考えている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

この8つの運用方針のうちの5番目の他地域勤務、へき地学校勤務経験のない者は、適切な時期に経験するよう積極的に指導するとあるが、この適切な時期というのとはどのような時期なのか。

○川上副教育長

県の人事異動方針細則の中に、「概ね 45 歳までには地域勤務を」というような文言もある。基本的に、それが延びる場合もあるが、これまでの定年 60 歳までのところで全てのルールが解消するように、公平性・平等性を担保しながら人事を回しているというところである。

それから、もう 1 点。先ほど原田委員から御質問があった義務教育学校の配置であるが、義務教育学校の性質・特色から言うと、両方を持った教員がより多ければ、例えば教科担任制など、小・中の教育、相互乗り入れをより徹底する等もできるが、現在の松江市内の教員の状況・実情からすると、必ずしもそうではないというところが現状である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○塩川委員

お願いというか、1 つお話をさせてほしい。定年延長ということで、1 年定年が延びたわけであるが、今年退職を迎えられる方が多いと思う。おそらく再雇用等で学校関係に勤められると思うのだが、今の教員不足の状況を踏まえて、是非とも継続して学校勤務をやっていただくようにお願いをしたい。

○藤原教育長

塩川委員からも是非よろしくお願いをしたいと思う。島根県の教育長は誰一人辞めさせないと言っているため、それが実現できるように祈っている。

あと、御承知だと思うが、出雲市で小学校の統合があったりして、クラスがずいぶん減ったということもあり、改善するのではという根拠のない噂が流れているが、やってみないと分からないというところである。正直、就任して 4 回目の人事ということになるが、ずっと悪化してきたため、今ごろ改善すると言われても信じられないが、すごく期待を持って、改善される方向にいけば良いというように思っている。

それから、先ほどの話であるが、義務教育学校は、相互の長所をどうやって相乗効果で生かしていくかというところなのだが、想像以上に小学校の文化と中学校の文化は異なっており、なかなか混じり合わないことを現場を見ると実感しているところで

ある。

今の学びの中では、やはり教科担任制があれだけどんどん入ってくる中で、教科ごとに中学校の免許を持っている人でそれができるととても効果的である。経験値を重ねながら義務教育学校の特性を生かせる教職員の体制になっていく必要があると思っているため、現在 2 校、やがて湖北でも義務教育学校ということになるため、しっかりその辺りの成果が出せるようにしていきたいというように思っているところである。それでは、報告第 13 号については以上とする。

4 議事【3 件】

○藤原教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

【議第 17 号 令和 6 年度松江市一般会計補正予算（第 7 号）（教育予算）の調製依頼について】

○大谷次長

議案は 3 ページである。この度市長に調製依頼する補正予算について、主なものについて説明をする。

5 ページに概要を掲載しているため、そちらを御覧いただきたい。歳出の件数で申し上げますと、(1) 施設整備に関するものが 5 件、(2) その他は 18 件で、このうちの 5 件は職員人件費に関するものである。

6 ページになるが、(3) 国の補正予算に呼応し、令和 5 年度 2 月補正予算に計上して、繰越予算で事業を実施することとしたため、当初予算を減額するものが 5 件、(4) 債務負担行為を設定するものが 5 件である。

それでは、はじめに歳出について説明をする。議案の 12 ページをお開きいただきたい。ページの一番下に少し小さい字で記載しているが、細目名にアスタリスクを付けているものは、先ほど説明した国の補正予算に呼応して、繰越予算で対応するために、令和 6 年度当初予算を減額するものであるため、省略をさせていただきたいと思うが、これに該当しているのが、10 ページの一番左に丸付きの数字で書いている、⑩、⑪、⑫、11 ページの⑬、⑭である。

それでは、具体の説明に入らせていただく。議案は 9 ページをお願いします。

①放課後児童健全育成事業費は、放課後児童クラブを運営する社会福祉法人等の団体に交付している補助金の増額補正である。これは、国の子ども・子育て支援交付金の交付要綱の改正により、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合等に補助金が増額されることとなったため、本市の補助要綱を改正して対応するものである。

②・③職員人件費、特別職員人件費については、前年度末の退職や今年度における採用、人事異動等による補正である。以降の各校の職員人件費も同様であるため、説明は省かせていただく。

④緊急校務支援員配置事業費は、年度当初の教員の欠員状況等により、緊急校務支援員の配置人数や配置時間が見込みより増となったため、増額補正をするものである。

⑤生徒指導サポート推進事業費は、いじめの重大事態に係る事実関係についての調査委託料である。

⑥ICT活用推進事業費は、学習用タブレット・電子黒板の修繕料が不足しているため、増額補正するものである。

⑦・⑧特別支援学級整備事業費は、令和7年度に小・中学校に新設・増設する特別支援学級の備品整備に係る経費である。

10 ページ、11 ページをお願いします。10 ページは小学校費、11 ページは主に中学校費であるため、両方に関連するものは一緒に説明をさせていただく。10 ページ⑨、11 ページ⑮一般管理費は、市立小・中学校のプロパンガス代の高騰による増額補正である。

10 ページの⑬、11 ページの⑱特別支援学級整備事業費は、令和7年度に小・中学校に新設・増設する特別支援学級の施設整備費である。

10 ページの⑭、11 ページの⑲学校施設整備維持補修費は、学校の老朽化等により必要な修繕を行うための補正予算を要求するものである。小学校は、忌部小揚水ポンプの改修、秋鹿小音楽室、法吉小パソコン室、大庭小会議室、島根小音楽室の空調の改修である。中学校は、四中の揚水ポンプと外壁の改修、一中の擁壁補修が対象である。

次に、11 ページの㉑学校施設維持補修費は、皆美が丘女子高の電灯回路の修繕に係る経費である。

次に、12 ページをお願いします。㉒子ども子育て支援新制度において、幼稚園や認定こども園等に対して財政支援を行う制度で、私立幼稚園に対して市が交付している給

付であるが、給付額の算定に用いる公定価格、これは国が定めた教育・保育に係る費用であるが、これが増額改正されたことと、人勸により事業費増が見込まれるため、増額補正をするものである。

㉓・㉔国庫支出金等返還金は、幼稚園や認定こども園の預かり保育料を無償化するために、概算で交付を受けていた令和5年度の補助金について、実績額が確定したことによって、差額を国や県に返還するものである。

㉖文化振興基金積立金は、公民館活動を目的としたふるさと指定寄附金を基金に積み立てるものである。

㉗総合文化センター運営費は、光熱費や人件費の高騰と、それに伴う委託料の増額により、指定管理料を増額して対応するために補正を行うものである。

歳出は以上である。

続いて、7ページをお願いします。こちらは歳入である。こちらも先ほどの歳出と同様に、アスタリスクを付けた事業は、国の補正予算に呼応して繰越予算で対応するために、令和6年度当初予算を減額するものである。

それ以外のものとして、①と⑤子どものための教育・保育給付金負担金は、先ほど説明した私立幼稚園に対する補助金が増額となったことにより、国庫負担金、県負担金を増額補正するものである。

それから、②子ども・子育て支援交付金、⑥子ども・子育て支援県交付金は、児童クラブ運営補助金の増額に伴い、国庫補助金、県補助金を増額補正するものである。

⑦緊急校務支援員配置事業費県補助金は、当初見込みより緊急校務支援員の配置人数、配置時間が増えたことにより、県補助金を増額補正するものである。

⑧ふるさと指定寄附金は、公民館活動を目的としたふるさと指定寄附金を受入れるものである。

⑩と⑬の給排水設備改修事業は、忌部小学校の揚水ポンプ改修、四中の揚水ポンプ改修のための市債を計上するものである。

⑯女子高等学校校舎改修事業は、皆美が丘女子高の電灯回路の修繕のための市債を計上するものである。

歳入は以上である。

次に、13ページである。こちらは債務負担行為である。

①の教師用教科書指導書整備事業は、7年度から中学校で使用する教師用教科書・

指導書を7年4月上旬に納入する必要があるため、債務負担行為を設定し、契約準備を行うものである。

②は、総合文化センターの令和7年度からの指定管理者を今年度中に指定するために債務負担行為を設定するものである。

③は、市内41児童クラブの令和7年度からの指定管理者を今年度中に指定するために債務負担行為を設定するものである。

④は、中央図書館の所管する移動図書館車の更新について、令和7年度中に契約から納車まで行う必要があるため、債務負担行為を設定し、契約準備を行うものである。

⑤松江市西菅田集会所管理運営事業について、後ほど議第19号にて御審議をいただくが、令和7年度の指定管理者を今年度中に指定するために債務負担行為を設定するものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見等はあるか。

○原田委員

9ページの6番目、ICT活用教育推進事業費のタブレットの修繕のことであるが、今どのぐらい修繕するタブレットがあるのかということと、その間にきちんと予備が回っているのかという確認と、今までの間に保護者負担となった修繕費があるのかどうかというのを確認させてほしい。

○後藤学校教育課長

今、どのぐらい修繕の数が出ているのかというと、今年度については、件数でいうと10月末現在で167件となっている。タブレットの故障については、各学校に予備機を何台か入れており、また教育委員会で保管しているものもあり速やかに対応できる形になっている。

基本的にタブレットの修繕に関して、特に児童・生徒用については、よほど故意的なものでない限りは市のほうで修繕をするという対応をとっている。ただ、故意による破損や、アダプターを家へ持ち帰った際になくなったというようなケースもある。

これは昨年度のものになるが、保護者負担が生じたものは 13 件というような状況である。

以上である。

○原田委員

次更新がくると思うが、そのときはタブレット自体も変わるかどうか確認しても良いか。

○後藤学校教育課長

端末自体全て切り替わり、OS も切り替わるというような予定にしている。

以上である。

○藤原教育長

OS が切り替わる予定である。

ほかに何かあるか。

○大谷委員

とても細かなことで、ただ教えていただきたいだけなのだが、⑭法吉小のパソコン室があって、前々から少し気になっていたが、先ほどのお話で、全員がタブレットを持つようになった場合にパソコン室は今後どのように活用していかれるのか。今回修繕が入っているが、どのように活用していかれるのかを教えていただけるか。

○山崎学校管理課長

年度ごとにいろいろなケースがあり、学校には普通教室や特別教室があるが、普通教室だったものを特別支援教室に変えなければいけないとか、いろいろなパターンが生じてくる。あるいは特別支援教室が増えたり減ったりということであり、今回は法吉小のパソコン室の若干の修繕を加えさせていただき予算にしているが、お答えになったかどうか。

○藤原教育長

問題は、パソコン室がパソコン室として使われているのかということ。

○後藤学校教育課長

先ほどのタブレットの関連にもなるが、現在、児童生徒は1人1台タブレットパソコンを持っている。これらを教室や特別教室で使っているということで、従来のパソコン教室でやっていたような学習の形ではない。よってパソコン教室はもうなくなるというか、各校ではパソコン教室をいろいろな利用の仕方に変えていくというような流れで動いている。

それから別件で、先ほど数値で誤ったことを言っていたため訂正をさせてほしい。今年度、修繕のタブレットの件数で、167件というのは9月末で、先ほど10月と言ったのだが、9月末段階で167件、10月末段階では更に少し増えて179件である。ただ、これは故障した段階で修繕をしているため、その都度修理したところで学校のほうへ戻っていくということになっている。訂正をさせてほしい。

○藤原教育長

ついであるが、どういう故障が多いかというのは分かるか。

○後藤学校教育課長

タブレット端末も今年4年目、来年5年で更新を迎えるということで、いろいろなケースがある。ただ、故障や修理内容の内訳としては本体が壊れたものが最も多いが、本体の中でも、衝撃によって画面が割れてしまうというのが件数としては多い。次に多いのがキーボードのキーが外れてしまう。もう1点が、アダプターの充電器の関係の故障。そういったものの故障や修理が主なものとなる。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

話の続きで、自分の会社でスマホなどを全社員に支給しているが、やはり画面割れ

というのがすごく多くて、それでプロテクターみたいなものを貼るということはしていないのか。

○後藤学校教育課長

こどもたちのものについては現在そのような対応はしていない。ただ、教員のほうの 2in1 パソコンについては落ちても画面が割れないようなプロテクターを付けているというような状況である。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○大谷委員

別件で、お話の中に特別支援学級の新設・増設のお話が何件か出ていると思うが、今の時点でいくつぐらい新設・増設が決まっているのか。その辺りのことを教えていただけたらと思った。

○山本発達・教育相談支援センター長

今の時点で 12 の新設・増設を見込んでいるというところである。

○藤原教育長

先ほど補正でも出ていたが、新年度に向けて教室の環境を整えたり、備品を揃えるための予算が今回出ているというのはそういうことである。要は就学前のこどもたちの状況も含めて、エスコが全部把握しているからできるわけである。

○塩川委員

補正予算とは別であるが、以前お聞きした女子トイレに生理用品を置くかどうかということで、希望校を募るという話だったが、何か希望が多いとか少ないとかはあるか。

○後藤学校教育課長

10校で今月から順次、試験的にスタートをしている。予算的には、学校教育課の予算で実証をスタートしている。1月末までそれぞれの学校で実証して、あとは来年度以降のようにするかという方針を決めていくというような流れで進めている。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第17号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、17号議案は承認をされた。

【議第18号 財産の取得に関する議案の調製依頼について】

○大谷次長

議案の16ページを御覧いただきたいと思う。本件は、財産の取得に関する議案について、松江市長に調製を依頼するものである。

この財産であるが、現在、整備を進めている（仮称）湖北学園の整備に合わせて、現在の学校の東側の農地をグラウンド用地として整備するために取得をするものである。

委員の皆様方には、参考資料として机の上に地図をお配りしているため、そちらも御覧いただきたいと思う。

色が付いているところがグラウンド用地として取得をするところであり、取得をする土地の面積は1万5,271.67平方メートル。

所在地は、打出町221番外4筆である。

契約の方法は随意契約で、取得金額は2,290万7,505円。

取得の相手方は、松江市東長江町878番地、曳野美行さん外3名の方である。

地目は現在畑であるが、耕作は全くしていない状況である。

用地取得後は、令和7年度からグラウンド造成工事に着手をして、令和8年度中に完成する予定である。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見等はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第 18 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、18 号議案は承認をされた。

【議第 19 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】

○池田人権男女共同参画課長

議案の 18 ページをお願いします。公の施設の指定管理者の指定に関する議案について、松江市長に調製を依頼するものである。

公の施設の名称は、松江市西菅田集会所である。

本施設は、地域における社会教育の振興・充実を図ることを目的に昭和 47 年に開設した社会教育施設で、木造 2 階建ての建物である。

指定管理者については、松江市菅田町 130 番地 1、西菅田町内会である。

選定方法及び選定理由については非公募で、その理由は、地域住民の利用促進と積極的な運営を図るために、使用頻度が極めて高い当該町内会に管理を委託するのが適当であること、また、平成 18 年度から指定管理者としての管理実績があり、貸館業務や施設設備等の管理業務について、協定に基づき適切に実施されていることから、指定管理者として指定するものである。

指定期間については、建物自体が昭和 47 年に建設されたもので老朽化していることから、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とするものである。

説明は以上である。御審議のほど、よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見等はあるか。

……………質問・意見なし……………

これも議案番号は付いているのか。何番かもう付いているため、先ほどの財産の取

得は議第 180 号というのは入っていたが、これも同等に何号というのが入っているため、また後ほどお知らせをしたいと思う。

それでは、お諮りをする。議第 19 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、19 号議案は承認をされた。

○池田人権男女共同参画課

先ほどの議案番号についてであるが、議案の第 187 号である。大変失礼した。追記のほど、よろしく願います。

○藤原教育長

それでは、187 号ということであるため、よろしく願いを申し上げたいと思う。

5 その他報告【6 件】

○藤原教育長

まず、(1)、(2)、(3) は、それぞれ指定管理者の指定についてということの報告案件であり、担当課も一緒であるため、一括して説明を受け、質疑応答についても一括で行ってまいりたいと思う。それでは、事務局から一括して説明をお願いします。

【その他報告 (1) 指定管理者の指定について (松江市児童クラブ)】

【その他報告 (2) 指定管理者の指定について (松江市総合文化センター)】

【その他報告 (3) 指定管理者の指定について (松江市鹿島野外音楽堂)】

○加納次長

それでは、その他報告の (1) から (3)、指定管理者の指定について一括して説明する。

いずれの案件も公の施設の指定管理者の指定であり、地方自治法において、あらかじめ議会の議決を経なければならないとなっているため、11 月議会において提案するものである。

まず、議案の 19 ページを御覧いただきたい。こちらは公設児童クラブの指定管理者の指定である。児童クラブ 41 施設の運営について、29 団体を指定管理者として指

定するものである。29 団体のうち、各地区の運営委員会が 27 団体、社会福祉法人が 1 団体、株式会社が 1 団体となっている。

選定方法は、38 クラブが非公募、3 クラブが公募となっており、指定期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間である。

従来、児童クラブは非公募により指定管理者を指定していたが、この度初めて 3 クラブについて公募による指定を行うため、選定理由に合わせて、その経緯等について説明をさせていただく。

現在、公設児童クラブは、任意団体である各地区の 30 運営委員会及び法吉地区については、社会福祉法人会開花が指定管理者として運営を行っている。

児童クラブの運営には、こども家庭庁が示す放課後児童クラブ運営指針により、適正な会計処理や安全管理、指導員の資質向上などが求められており、任意団体である運営委員会が運営するにあたっては、運営責任や労務管理、専門性の点で運営委員会に大きな負荷がかかる実態が生じている。

市は、このような現状において、今後とも公設児童クラブを安定的に運営していくため、こどもの預かりの専門性と運営実績を備えた民間事業者等への運営主体の移行を各地区の運営委員会に提案した。

その結果、市の提案に賛同いただいた 4 つのクラブ、具体的には津田、中央、中央第 2、美保関児童クラブについては、本年 7 月 4 日から 8 月 22 日の間、公募を実施して、応募のあった中央・中央第 2 児童クラブについては社会福祉法人開花、美保関児童クラブについては株式会社あかりいろによる指定管理を行うものである。

一方、引き続き公設児童クラブの運営の意向を示された運営委員会と、社会福祉法人開花については、これまで児童及び保護者からの厚い信頼の下、事業を実施してこられた実績から、前回に引き続き非公募により指定をするものである。

津田の児童クラブの運営に関しては、公募による指定管理者の指定を目指したが、民間事業者等からの応募がなく、今回、非公募にて指定管理者を指定するものである。

事業者の指定にあたっては、令和 7 年 4 月からの運営開始に向け、短い準備期間に対応できる事業者でなければならない制約の中、当該児童クラブ運営に関する意欲と、これまでの児童クラブの運営実績を考慮して、社会福祉法人開花を指定管理者として指定するものである。

運営に関する意欲については、この度公募手続きの際に実施した 2 回のサウンディ

ング調査等において、応募する事業者がなければ引き受けることが可能であるという意向を示した唯一の事業者であり、再度意向確認をしたところ、津田児童クラブの運営の意欲を示していただいた。

また、運営実績については、昭和 53 年度から認可保育所を経営しておられ、こどもの預かりの専門性を兼ね備えておられる事業者であり、また、市が児童クラブを開設する以前の昭和 63 年度から自主事業で民間の児童クラブを運営してこられた実績と、平成 13 年度からは松江市の委託事業で、また、市が指定管理制度を導入した平成 18 年度からは、指定管理者として公設児童クラブを唯一民間事業者で管理をしてこられた実績がある。

なお、指定管理期間については 3 年としている。これは、今後の公設児童クラブの民間事業者等への移行は、検証期間を設け、課題等を整理・共有した上で進めていき、検証期間終了に合わせて、改めて運営委員会に対して公募の意向調査を行うこととしている。

指定期間については、市が運営の検証に必要な期間を確保するため、また、民間事業者等が職員の安定的な雇用を行うためにも 3 年が必要と考えており、今回は公募・非公募とも指定期間を 3 年に合わせて設定をするものである。

続いて、議案の 53 ページをお願いする。松江市総合文化センター（プラバホール）の指定管理者の指定である。

指定管理者は、公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団に引き続きお願いをさせていただくもので、指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間である。

指定の理由であるが、松江市総合計画には、文化力を生かしたまちづくりを実現させると明記してあり、公共ホールであるプラバホールはその拠点施設となる。

また、松江市は令和 3 年 3 月に松江の文化力を生かしたまちづくり条例を制定し、松江市伝統文化振興計画も作成したところである。それらの理念を的確に実行できる団体は、松江市が教育・スポーツ・文化の振興を行うために設立した松江市スポーツ・文化振興財団が最適であると判断したものである。

また、併せて施設を運営していく中で蓄積した企画立案、営業活動等のノウハウを本市と共有できるという点も、市にとってメリットが大きいと考えたものである。

なお、指定期間は 4 年としている。これは、本市の指定管理ガイドラインにおいて、

非公募による指定については最長 4 年としているため、そのルールを適用するものである。

続いて、議案の 55 ページをお願いします。松江市鹿島野外音楽堂の指定管理者の指定である。

指定管理者は NPO 法人かしまに引き続きお願いをさせていただくものである。これまで地域の芸術文化団体や教育機関などと連携し、地域密着型の事業を確実に展開してきた実績から、当該団体を指定するものである。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間としている。

この鹿島野外音楽堂については、鹿島総合体育館と隣接しており、一体的に管理を行っていることから、鹿島総合体育館の指定管理と合わせて考える必要がある。

この鹿島総合体育館の指定の期間については、電気・燃料代の高騰が他の運動施設と比較して著しく大きな影響を受けているということから、費用の増を指定管理料に適切に反映させるために 1 年間とするものである。それに伴い、鹿島野外音楽堂についても同様に扱うものである。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質疑応答も一括で行いたいと思う。この件について、何か質問や意見等はあるか。

○大谷委員

少しこの辺りのことをよく知らないため教えていただきたいのだが、指定の期間が、最後のところは理由がすごく明確で 1 年間ということで、3 年だったり 4 年だったりするのはいろいろな状況を踏まえられたり、職種だったりということで 3 年、4 年というように違いがあるという理解でよろしいか。

○加納次長

市のほうには指定管理のガイドラインというのが定められており、公募が 5 年、非公募が 4 年という決まりはあるが、先ほど委員さんが言われたとおり、この度は各施設の様々な事情に応じて説明を申し上げたとおりの指定期間としているところである。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（１）（２）（３）については以上とする。

【その他報告（４） 令和 7 年松江市はたちの集いについて】

○金山青少年支援室長

議案の 57、58 ページを御覧いただきたい。

はたちの集いについては、民法改正による成人年齢の引下げに伴い、昨年 1 月より成人式から名称を変更し開催している。

なお、本市では、対象年齢は引き続き 20 歳としている。

令和 7 年開催については、1 月 12 日の日曜日、くにびきメッセ大展示場で開催する。

コロナ禍においては、感染症対策の一環として、午前・午後の分散開催としていたが、昨年度、国の感染症対策が大きく転換したことから、本年 1 月はコロナ前と同様に一括開催としたため、今回も同様に一括開催とさせていただく。

今回の対象者は、平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれで、10 月末時点で本市に住民登録されている方は 1,929 人である。

出席者数は、コロナ前の令和 2 年に開催したときに対象の方の出席率が 8 割を超えていたため、今回この 8 割が出席すると想定して、今回は約 1,600 名を考えている。

なお、公募により、今回の対象者が中心となった実行委員会を 7 月に組織した。ちなみに実行委員は 8 名であり、このはたちの集いが同窓会並びに地域との交流の場となって、引き続き松江とのつながりを持っていただけるような企画、58 ページに企画のほうを若干書いているが、松江に関するクイズイベントや記念撮影スポット等を設けながら、交流を深めたり、松江に思いを馳せていただくよう、そういった企画・運営を話し合っており、開催に向けて準備を進めている。

教育委員の皆様には、後日改めて文書のほうで御案内をさせていただくため、何とぞ御臨席を賜るようお願い申し上げます。

私からの報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見等はあるか。

○原田委員

先ほど最後のほうに教えていただいたイベントというのは式典のあとに多分あるのだが、その前にある同窓の集いというものがどういうものか教えてほしい。

○金山青少年支援室長

同窓の集いは、参加者が会場に入場できるのが 10 時からであり、その式典前には参加者同士で交流を深めていただくということで、久しぶりに会って親交を深めるといったことである。その時間の中でも記念撮影のスポットは設営しているため、そういったお楽しみができるというように考えている。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（4）については以上とする。

【その他報告（5） 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○花形保育所幼稚園課長

議案は 59 ページ、60 ページを御覧いただきたい。専決処分を行うことについて議会に報告する件を報告させていただくものである。

損害賠償の中身であるが、事故の発生日時は令和 6 年 9 月 27 日、午後 2 時頃。

事故発生場所は、松江市岡本町 992 番地 1、松江市立秋鹿幼稚園駐車場。

事故の概要としては、草刈り機を用いて除草作業を行っていたところ、草刈り機によって飛散した石が駐車してあった相手方車両に当たり、後部ガラスを損傷させたものである。

損害賠償の額は、14 万 6,630 円であった。

なお、再発防止策として、校務技師が所属する学校管理課より、マニュアルに基づいて飛び石などの飛散防止、事故防止等の指導を行っている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見等はあるか。

○金津委員

特にこどもに何事もなく良かったのだが、飛散防止カバーなどは付けていなかったのか。

○花形保育所幼稚園課長

そのようなものはなく、作業を行っていたということで、大変申し訳なかった。

○原田委員

時間が午後2時頃とあるが、これは下校の時間に近いのではないかと思うが、その間、幼稚園のほうはこどもとか親とかはどういう状況だったのか。

○花形保育所幼稚園課長

草刈りをしていた現場は幼稚園の裏手側になり、こどもが入らないところで作業を行っていた。フェンスを越えて石が飛んでいき、事故が起きたものである。

○原田委員

時間帯的には、みんながいる時間ではないということか。

○花形保育所幼稚園課長

2時頃であるため、こどもたちはもう降園していたり、あとは預かり保育の部屋にいたため、こどもたちに影響はないと判断して作業を行っていた。

○藤原教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（5）については以上とする。

【その他報告（6） 「第3期松江市スポーツ推進計画」の策定について】

○佐々木スポーツ課長

資料は61ページ以降のところを御覧いただければと思う。

概要については、時間もあるため省略させていただくが、まず、8月の教育委員会会議のほうで考え方について皆様方に御説明をさせていただき、御意見をいただいたところである。

その後、松江市のスポーツ審議会のほうで2回議論を行い、そういったものを含めて修正をしながら、今回、素案の策定をしたところである。

今後については、12月のところでパブリックコメントを行い、2月のところでもう一度審議会のほうを開き、また教育委員の皆様方からも御意見を伺いながら、計画の策定に向けて進めていきたいと思っているところである。

私からの報告は以上となる。

○藤原教育長

そういうことであるため、よろしくお願ひしたいと思う。

それでは、その他報告（6）については以上とする

6 次回教育委員会会議の予定

【令和6年度第10回教育委員会会議】

日時：令和7年1月22日（水）14：00～

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

8 閉会宣言（藤原教育長）